

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年2月26日(平成28年(行個)諮問第33号)

答申日：平成28年9月14日(平成28年度(行個)答申第96号)

事件名：本人が提出した請願書に係る処理票等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成26年1月31日付け最高検企第57号により検事総長(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不訂正決定(以下「原処分」という。)について、原処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

資料1(略)は現在異議申立人が特定高裁民事特定部に控訴している裁判の証拠として特定個人Aより特定個人BにFAXが入り異議申立人に対し、トラブルが発生した時に110番通報しないように要求してきた特定個人Bには、それに従うように異議申立人に命令したが、異議申立人は拒否し、その旨の返信が作成されたコピーの送付を求め、「昼休みに外出した時に定形封筒に入れ普通郵便でポストに入れれば翌日異議申立人の手元に届くので定形外にしたり速達にする必要ない」と申し入れたにもかかわらずこのような形で送付されてきた。

「証書の真否」と称する裁判の代理人となり同氏の委任状を作成するためにすべての関係書面を持参した時特定地内のマンションと特定銀行の特定支店の預金について仮処分付いていることに気付き、同氏は異議申立人に対し起訴命令を提出するように強制して異議申立人は「不要である。親子なのだからこれが単なるメモで内容がウソであると判れば自発的に解決するので不要である」と主張したが同氏はそれでは自己の収入が少ないので素人になが判る。このままでは永久にどうにもならないのだと脅かされ特定地内のマンションについてだけ同意した。本当に必要なら同氏より上申すべきなのに、当然のことながら異議申立人には

知識がなかったので自分で上申したら特定職員より電話で「起訴命令は簡単なので特定先生と相談して自分でやりなさい」と回答されたのでそのまま同氏はニコニコして「これは特定個人Bに無料でやれということである。よく判りました。異議申立人がすべて無料でやり将来にわたり請求することはないから委任状にサインしろ」といわれ「何かオカシイ」と感じたが成り行上その場でサインした。後日審査員から「自分でサインしたのだからその責任は・・・」と反論されたがそのために法テラスがある。

その後は続々とこのような速達で書面を送付してきて異議申立人は口頭で説明し合意に達して作成されているのだから同氏に一任しているのでチェックの必要がないと考えていたが「所有権移転」で「特定個人Cが特定個人Dに作成依頼したと異なる書面が作成されていた」と答弁書が作成されていたことが公判当日に判明し、特定地裁より不信感をもたれることになった。

異議申立人が何か説明しようとしても「まー聞きなさい」と一方的に発言し更に「弁護士はウソをつかないものだ」と自分の行動を中心に考えていた。だから高裁民事特定部では裁判所は「これは大事な公判だから証拠調べは万全をつくす」と主任書記官を立会させているのに特定個人Dがどのような主張するか予測してそれに対する対策はまったく考えず単に「数十億の資産の移転を手書のそれをたった一枚で決着することはありません」との自分の経験則で「仮にそうであっても後日正式にタイプで2通作り交換するし、特定個人Dが収入になるのだから内容が真正なものなら移転登記するはずでありそうしていないのは単なるメモである」と考えるのは社会通念上当然であり特定個人Bは「所有権移転登記に有利なように尋問した」とその直後に異議申立人に自慢したがそれは誤りであったことはその後の経過で明白です。

さすがに民事特定部の判決文が出る数日前に異議申立人を呼びつけて書面で自己の要望を表現する手法がなされたがまさかここまで敗けるとは予想しなかったし、自分の誤りに気付かなかったので上告に必要な費用は自分で出すことになり、後日「これは立て替えである」と言い出した。

特定個人Bの主張は「証書の真否ではその内容について判決することは前例から不適切である。」とするものでそれが一般的な考えらしいが結果的にその主張は所有権移転登記の控訴審でも相手にされなかった。

さすがに同氏も自分の誤りについて気付く「余生を過ごすだけもらって和解せよ。」と強要するようになったが異議申立人としては偽証という重大犯罪がまかり通ることは納得できないのでありそのため開示請求して訂正請求しました。

(以下、略)

(2) 意見書

過去に特定施設に居た時口頭意見陳述を希望した時に(国の支出を無駄になる)と判断司法をないがしろにした。(略)それに対し当時の審査員は民間人が多かったから(口頭意見陳述させよ)答申をした。その後乱用は全く無く多大な効果があった。最高検は法務省のがいちょうです。検察の特殊性から法務大臣といえども検事総長に指示を出す時は特別な手続が必要と定められている。法務省のトップは次官で無く検事総長です。刑事裁判が間違ったら民事裁判でもまちがった、それに対し書面を故意に作成し無い手法を取ったから大臣官房秘書課個人情報係長は存在し無い時には印紙をかえした。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 訂正請求及び処分庁の決定

(1) 訂正請求の内容

本件訂正請求は、異議申立人が保有個人情報開示請求を行い、平成25年11月21日付けの保有個人情報の開示をする旨の決定に基づいて開示の実施を受けた別紙の保有個人情報に対してなされたものである。

そして、訂正請求の趣旨は「1②から⑥について個別に処理する」「移送先について区検でなく東京高検、地検、宇都宮地検として処理結果について報告させよとする。」とされており、開示を受けた保有個人情報に記録された最高検察庁の処分について、異議申立人から訂正請求がなされているものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、訂正請求の内容が、最高検察庁の行った処分に至るまでの手続及びその結果といった行政機関の判断について訂正を求めるものであり、訂正請求の対象とならないとして、保有個人情報の訂正をしない旨の決定を行った。

2 本件諮問の要旨

異議申立人は、処分庁が行った決定の取消しを求めているところ、諮問庁において、原処分を維持することが適当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求中、「1②から⑥については個別に処理する。」との記載は、異議申立人が、最高検察庁企画調査課宛てに送付した書面のうち、数通が一括処理されていたことから、当該書面を1通ごとに、それぞれ処理すべきであることを申し立てたものである。

また、本件訂正請求中、「移送先について区検でなく東京高検、地検、

宇都宮地検として処理結果について報告させよ。」との記載は、異議申立人が最高検察庁宛てに送付した書面を、同庁企画調査課が東京区検察庁に回送した処理について、書面の移送先を東京高等検察庁、東京地方検察庁、宇都宮地方検察庁とし、その処理結果を報告させるべきであることを申し立てたものである。

(2) 訂正請求の対象について

訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行うことができるものであるから（法27条1項）、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、行政機関の評価・判断の内容については及ばないと解される。

しかしながら、本件訂正請求の対象とされている部分は、異議申立人が最高検察庁に送付してきた書面について、最高検察庁企画調査課が総合的に判断して行った処分に至るまでの手続及びその結果が記録された部分であり、行政機関の判断であるから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するとは認められない。

よって、原処分において、保有個人情報の訂正をしない旨の決定を行ったことは妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件訂正請求に対し、当該請求の内容が、訂正請求の対象とならないとして、処分庁が行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当であり、原処分を維持することが適当である。

5 諮問まで時間を要したことについて

本件は、平成26年2月に原処分及び異議申立てがなされたものであり、諮問まで約2年を要しているものであるが、その原因は、異議申立人から行政不服審査法25条に基づく口頭での意見陳述を希望する旨の申立てがあり、異議申立後から平成28年1月までの間、口頭での意見陳述実施のための日程調整等に時間を要したためである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年2月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月10日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し別途一部開示した別紙に掲げる本件対象保有個人情報が記録された行政文書について、当該文書に記録されている最高検察庁が行った処理の訂正を異議申立人が求めているも

のと解される。

処分庁は、訂正請求の内容が、最高検察庁の行った処分に至るまでの手続及びその結果といった行政機関の判断について訂正を求めるものであり、訂正請求の対象とならないとし、訂正をしない旨の決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、訂正請求対象情報該当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求に関しては、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと認料するときに行うことができる旨規定され、また、保有個人情報とは、法2条3項において、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもので、行政文書に記録されているものに限る旨規定されている。

ところで、本件訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、「1②から⑥について個別に処理する。」及び「移送先について区検でなく東京高検、地検、宇都宮地検として処理結果について報告させよとする。」と記載されているところ、このうち、「1②から⑥については個別に処理する。」との記載については、諮問書に添付されている諮問庁の異議申立人への窓口対応状況等のやりとり記録や開示の実施を行った保有個人情報等を併せて考えると、本件対象保有個人情報のうち、別紙に掲げる2ないし6（上記「1②から⑥」に該当）に関し、異議申立人が最高検察庁企画調査課宛てに送付した書面のうち数通が一括処理されていたものを、1通ごとにそれぞれ処理すべきである旨の主張であると認められる。

また、「移送先について区検でなく東京高検、地検、宇都宮地検として処理結果について報告させよとする。」との記載についても、同様に、上記のやりとり記録や開示の実施を行った保有個人情報等を併せて考えると、異議申立人が最高検察庁宛てに送付した書面を、同庁企画調査課が東京区検察庁に回送した処理について、書面の移送先を東京高等検察庁、東京地方検察庁及び宇都宮地方検察庁とし、その処理結果を報告させるべきであることを申し立てたものであると認められる。

そうすると、本件訂正請求の対象は、法27条1項の自己を本人とする保有個人情報ではなく、最高検察庁が行った処理そのものであると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、当該訂正請求

につき不訂正とした原処分は、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、訂正請求の対象とならないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報）

- 1 特定日 A 受理に係る処理票及びその付属書類に記録された保有個人情報
- 2 特定日 B から特定日 C 受理に係る処理票及びその付属書類に記録された保有個人情報
- 3 特定日 D から特定日 E 受理に係る処理票及びその付属書類に記録された保有個人情報
- 4 特定日 F から特定日 G 受理に係る処理票及びその付属書類に記録された保有個人情報
- 5 特定日 H から特定日 I 受理に係る処理票及びその付属書類に記録された保有個人情報
- 6 特定日 J, 特定日 K, 特定日 L 受理に係る処理票及びその付属書類に記録された保有個人情報